

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT7529040

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF ADDRESS
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
MORPHO, INC.	04/04/2022
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	MORPHO, INC.
Street Address:	2-2-1 KANDA-NISHIKICHO, CHIYODA-KU
City:	TOKYO
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	101-0054
PROPERTY NUMBERS Total: 41	
Property Type	Number
Patent Number:	10168817
Patent Number:	9355486
Patent Number:	9626750
Patent Number:	9639913
Patent Number:	9508173
Patent Number:	9659350
Patent Number:	9754179
Patent Number:	10136054
Patent Number:	10074165
Patent Number:	10200649
Patent Number:	10319097
Patent Number:	10440277
Patent Number:	10713828
Patent Number:	10853954
Patent Number:	9824431
Patent Number:	10931875
Patent Number:	10043244
Patent Number:	11170262
Patent Number:	11151696
Patent Number:	11159725

Property Type	Number
Patent Number:	8363933
Patent Number:	7847823
Patent Number:	7773819
Patent Number:	8175399
Patent Number:	8588546
Patent Number:	8682098
Patent Number:	8224116
Patent Number:	8682103
Patent Number:	8538192
Patent Number:	8976280
Patent Number:	8831376
Patent Number:	8532406
Patent Number:	9117271
Patent Number:	9129414
Patent Number:	9275474
Patent Number:	9703453
Patent Number:	9760251
Patent Number:	10089770
Patent Number:	10127639
Patent Number:	9959649
Patent Number:	10452945

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (703)739-2815

Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.

Email: recordals@clarivate.com

Correspondent Name: CPA GLOBAL LIMITED

Address Line 1: LIBERATION HOUSE

Address Line 2: CASTLE STREET

Address Line 4: ST HELIER, JERSEY JE1 1BL

NAME OF SUBMITTER:	HELEN BIRRELL
SIGNATURE:	/IPR/PJ/NGB Morpho (CP2022-087)/CA41PT/
DATE SIGNED:	09/09/2022

Total Attachments: 27

source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page1.tif

source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page2.tif

source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page3.tif

source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page4.tif

source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page5.tif

source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page6.tif
source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page7.tif
source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page8.tif
source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page9.tif
source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page10.tif
source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page11.tif
source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page12.tif
source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page13.tif
source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page14.tif
source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page15.tif
source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page16.tif
source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page17.tif
source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page18.tif
source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page19.tif
source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page20.tif
source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page21.tif
source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page22.tif
source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page23.tif
source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page24.tif
source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page25.tif
source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page26.tif
source=CON 2 - Morpho, Inc._Certificate_of_Full_Registry_Records with Partial_Translation#page27.tif

Declaration by The Translator

I, Reika Tomoe, a Japanese citizen residing at Tokyo, Japan, do hereby declare:

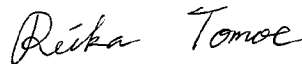
THAT I am presently employed by NGB Corporation, having the place of business at Toranomom East Bldg., 7-13, Nishi-Shimbashi 1-chome, Minato-ku, Tokyo 105-8408, Japan;

THAT I am well acquainted with the Japanese and English languages; and

THAT the attached English document is a true partial translation made by me of the official document, particularly quoting the change of ownership by name and address change.

I make this solemn declaration conscientiously believing the same to be true and correct in every particular.

Date: 26 August 2022

A handwritten signature in cursive script, reading "Reika Tomoe", written in black ink.

Reika Tomoe

Certificate of Full Registry Records

**2-2-1 Kanda-Nishikicho, Chiyoda-ku, Tokyo
Morpho, Inc.**

Corporate No.	0100-01-090118	
Company Name	Morpho, Inc.	
Head Office	<u>3-8-1 Nishikanda, Chiyoda-ku, Tokyo</u>	Relocated on April 28, 2014
		Registered on April 28, 2014
	2-2-1 Kanda-Nishikicho, Chiyoda-ku, Tokyo	Relocated on April 4, 2022
		Registered on April 14, 2022
(omitted)	(omitted)	

Serial No. ㄥ 692922

***matters underlined are cancelled.**

1/25

(omitted through page 24/25)

**2-2-1 Kanda-Nishikicho, Chiyoda-ku, Tokyo
Morpho, Inc.**

(blank)

This document is to certify that the contents described above are full matters registered in the commercial registry, which are not closed.

May 11, 2022

**Tokyo Legal Affairs Bureau
Registrar,**

Minoru Oyamada (Seal)

Serial No. ㄥ 692922

***matters underlined are cancelled.**

25/25

履歴事項全部証明書

東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号
株式会社モルフォ

会社法人等番号	0100-01-090118	
商号	株式会社モルフォ	
本店	東京都千代田区西神田三丁目8番1号	平成26年 4月28日移転
		平成26年 4月28日登記
	東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号	令和 4年 4月 4日移転
		令和 4年 4月14日登記
公告をする方法	当会社の公告は電子公告とする。 http://www.morpho-inc.com/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成23年 5月 1日変更
		平成23年 5月 2日登記
会社成立の年月日	平成16年3月26日	
目的	<u>(1) 画像処理技術の研究開発</u> <u>(2) 上項に関する、国内外へのライセンス販売</u> <u>(3) 知的財産権（著作権、商品化権等）の登録、使用、利用許諾、維持、管理</u> <u>(4) 顧客の映像制作に関するコンサルティング事業</u> <u>(5) 顧客の映像作品に関する助言とコンサルティング事業</u> <u>(6) 出版・印刷・写真・映画・DVDソフトウェア・ゲームソフトウェアの立案および制作・販売</u> <u>(7) 音声ソフトウェア・テレビ番組など映像コンテンツの企画、制作・販売</u> <u>(8) 展示会、イベント、セールスプロモーションの企画立案</u> <u>(9) コンピュータソフトウェアならびにその周辺機器のソフトウェアの開発、販売・仲介事業</u> <u>(10) 特許権、商標権、実用新案権、意匠権等の管理、売買およびリース</u> <u>(11) ソフトウェア業</u> <u>(12) インターネット・情報技術を利用する各種事業の事業計画立案ならびに助言・指導</u> <u>(13) インターネット・情報技術を利用する各種産業・市場分野に関する研究調査の受託</u> <u>(14) インターネット・情報技術を利用する各種産業・市場分野に関する研究調査資料の作成および販売</u> <u>(15) 書籍・印刷物の企画、製作および出版</u> <u>(16) 録音テープおよび録画テープの作成ならびにそれらの販売</u> <u>(17) 労働者派遣事業</u> <u>(18) マーケティングリサーチの調査</u>	

	(19) 通信販売業務 (20) 前各号に付帯関連する一切の業務 平成22年 1月28日変更 平成22年 2月 1日登記	
	(1) 画像処理技術の研究開発 (2) 上項に関する、国内外へのライセンス販売 (3) 知的財産権（著作権、商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持、管理 (4) 顧客の映像制作に関するコンサルティング事業 (5) 顧客の映像作品に関する助言とコンサルティング事業 (6) 出版・印刷・写真・映画・DVDソフトウェア・ゲームソフトウェアの立案および制作・販売 (7) 音声ソフトウェア・テレビ番組など映像コンテンツの企画、制作・販売 (8) 展示会、イベント、セールスプロモーションの企画立案 (9) コンピュータソフトウェアならびにその周辺機器のソフトウェアの開発、販売・仲介事業 (10) コンピュータその他の電子デバイスならびにこれらの機器類に関連して使用される付属部品および付属ソフトウェアの販売 (11) 前各号に付帯または関連するソフトウェア、情報処理システムについてのコンサルティングおよび開発、設計、販売 (12) 特許権、商標権、実用新案権、意匠権等の管理、売買およびリース (13) ソフトウェア業 (14) インターネット・情報技術を利用する各種事業の事業計画立案ならびに助言・指導 (15) インターネット・情報技術を利用する各種産業・市場分野に関する研究調査の受託 (16) インターネット・情報技術を利用する各種産業・市場分野に関する研究調査資料の作成および販売 (17) 書籍・印刷物の企画、製作および出版 (18) 録音テープおよび録画テープの作成ならびにそれらの販売 (19) 労働者派遣事業 (20) マーケティングリサーチの請負 (21) 通信販売業務 (22) 前各号に付帯関連する一切の業務 平成31年 1月30日変更 平成31年 2月12日登記	
単元株式数	100株	平成23年 5月 1日設定
		平成23年 5月 2日登記
発行可能株式総数	1380万株	平成27年 5月 1日変更
		平成27年 5月13日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 538万2800株	平成30年 1月31日変更
		平成30年 2月13日登記

東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号
株式会社モルフォ

	発行済株式の総数 <u>538万4000株</u>	平成31年 4月30日変更
		令和 1年 5月 7日登記
	発行済株式の総数 <u>538万7000株</u>	令和 1年 5月31日変更
		令和 1年 6月 7日登記
	発行済株式の総数 <u>538万8200株</u>	令和 1年10月31日変更
		令和 1年11月12日登記
	発行済株式の総数 <u>539万株</u>	令和 2年 2月29日変更
		令和 2年 3月10日登記
	発行済株式の総数 <u>540万2000株</u>	令和 2年11月30日変更
		令和 2年12月 7日登記
	発行済株式の総数 <u>540万6800株</u>	令和 3年 1月31日変更
		令和 3年 2月12日登記
	発行済株式の総数 <u>540万9200株</u>	令和 3年 2月 2日変更
		令和 3年 2月19日登記
	発行済株式の総数 <u>541万1600株</u>	令和 3年 2月 9日変更
		令和 3年 2月19日登記
	発行済株式の総数 <u>541万2200株</u>	令和 3年 4月30日変更
		令和 3年 5月14日登記
	発行済株式の総数 <u>541万4000株</u>	令和 3年 5月14日変更
		令和 3年 5月27日登記
資本金の額	<u>金17億7121万3000円</u>	平成30年 1月31日変更
		平成30年 2月13日登記
	<u>金17億7170万3200円</u>	平成31年 4月30日変更
		令和 1年 5月 7日登記
	<u>金17億7292万8700円</u>	令和 1年 5月31日変更
		令和 1年 6月 7日登記

東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号
株式会社モルフォ

	<u>金17億7341万8900円</u>	令和 1年10月31日変更
		令和 1年11月12日登記
	<u>金17億7415万4200円</u>	令和 2年 2月29日変更
		令和 2年 3月10日登記
	<u>金17億7905万6200円</u>	令和 2年11月30日変更
		令和 2年12月 7日登記
	<u>金17億8101万7000円</u>	令和 3年 1月31日変更
		令和 3年 2月12日登記
	<u>金17億8199万7400円</u>	令和 3年 2月 2日変更
		令和 3年 2月19日登記
	<u>金17億8297万7800円</u>	令和 3年 2月 9日変更
		令和 3年 2月19日登記
	<u>金17億8322万2900円</u>	令和 3年 4月30日変更
		令和 3年 5月14日登記
	<u>金17億8395万8200円</u>	令和 3年 5月14日変更
		令和 3年 5月27日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 平成19年 2月 1日設置 平成19年 2月21日登記	
役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>平賀 督 基</u>	平成29年 1月25日重任
		平成29年 2月 8日登記
	<u>取締役</u> <u>平賀 督 基</u>	平成31年 1月30日重任
		平成31年 2月12日登記
	<u>取締役</u> <u>平賀 督 基</u>	令和 3年 1月29日重任
		令和 3年 2月12日登記

	<u>取締役</u>	<u>木下 謙太</u>	平成29年 1月25日就任
			平成29年 2月 8日登記
			平成31年 1月30日退任
			平成31年 2月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>遠山 正幸</u>	平成29年 1月25日就任
			平成29年 2月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>遠山 正幸</u>	平成31年 1月30日就任
			平成31年 2月12日登記
			令和 3年 1月29日退任
			令和 3年 2月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>各務 茂夫</u>	平成29年 1月25日就任
			平成29年 2月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>各務 茂夫</u>	平成31年 1月30日就任
			平成31年 2月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>各務 茂夫</u>	令和 3年 1月29日就任
			令和 3年 2月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>西山 貴之</u>	平成31年 1月30日就任
			平成31年 2月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>西山 貴之</u>	令和 3年 1月29日就任
			令和 3年 2月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>鎌田 富久</u>	平成31年 1月30日就任
			平成31年 2月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>鎌田 富久</u>	令和 3年 1月29日就任
			令和 3年 2月12日登記
			令和 4年 1月31日辞任
			令和 4年 2月15日登記

東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号
株式会社モルフォ

取締役	堀 永 寛 敏	令和 3年 1月29日就任
		令和 3年 2月12日登記
取締役	永 田 清 人	令和 3年 1月29日就任
		令和 3年 2月12日登記
東京都文京区後楽一丁目4番11-1905号 代表取締役	平 賀 留 基	平成29年 1月25日就任
		平成29年 2月 8日登記
		平成31年 1月30日就任
		平成31年 2月12日登記
		令和 3年 1月29日就任
		令和 3年 2月12日登記
監査役 (社外監査役)	上 原 将 人	平成27年 1月29日就任
		平成27年 2月12日登記
監査役 (社外監査役)	上 原 将 人	平成31年 1月30日就任
		平成31年 2月12日登記
監査役 (社外監査役)	平 野 高 志	平成27年 1月29日就任
		平成27年 2月12日登記
監査役 (社外監査役)	平 野 高 志	平成31年 1月30日就任
		平成31年 2月12日登記
監査役 (社外監査役)	根 岸 秀 忠	平成30年 1月30日就任
		平成30年 2月13日登記
監査役 (社外監査役)	根 岸 秀 忠	平成31年 1月30日就任
		平成31年 2月12日登記

	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成30年	1月30日兼任
			平成30年	2月13日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成31年	1月30日兼任
			平成31年	2月12日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	令和2年	1月30日兼任
			令和2年	2月10日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	令和3年	1月29日兼任
			令和3年	2月12日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	令和4年	1月31日兼任
			令和4年	2月15日登記
	当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。 当会社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。			
	平成28年 1月28日変更 平成28年 2月 8日登記			
新株予約権	第3回新株予約権	新株予約権の数		
		213個		
		212個	平成23年 2月24日変更	平成23年 2月25日登記
		209個	平成23年 8月31日変更	平成23年 9月 6日登記
		207個	平成24年 1月13日変更	平成24年 1月31日登記
		202個	平成24年 1月19日変更	平成24年 1月31日登記
		200個	平成24年 1月31日変更	平成24年 1月31日登記
		199個	平成24年 6月30日変更	平成24年 7月 3日登記
		198個	平成24年 8月30日変更	平成24年 9月10日登記

<u>161個</u>	平成24年10月31日変更	平成24年11月 9日登記
<u>159個</u>	平成25年 3月31日変更	平成25年 4月 1日登記
<u>158個</u>	平成25年10月31日変更	平成25年11月12日登記
<u>157個</u>	平成25年10月31日変更	平成25年11月12日登記
<u>156個</u>	平成25年11月30日変更	平成25年12月13日登記
<u>154個</u>	平成26年 3月31日変更	平成26年 4月 9日登記
<u>152個</u>	平成26年 7月31日変更	平成26年 8月11日登記
<u>150個</u>	平成26年 8月10日変更	平成26年 8月11日登記
<u>149個</u>	平成26年 8月31日変更	平成26年 9月 5日登記
<u>135個</u>	平成26年10月31日変更	平成26年11月13日登記
<u>122個</u>	平成27年 2月28日変更	平成27年 3月 9日登記
<u>117個</u>	平成27年 3月31日変更	平成27年 4月10日登記
<u>92個</u>	平成27年 4月30日変更	平成27年 5月13日登記
<u>78個</u>	平成27年 4月30日変更	平成27年 5月13日登記
<u>76個</u>	平成27年 5月31日変更	平成27年 6月 8日登記
<u>72個</u>	平成27年 6月30日変更	平成27年 7月 8日登記
<u>56個</u>	平成28年 1月31日変更	平成28年 2月 8日登記
<u>54個</u>	平成28年 2月29日変更	平成28年 3月11日登記
<u>52個</u>	平成28年 5月31日変更	平成28年 6月 9日登記
<u>50個</u>	平成29年 9月30日変更	平成29年10月10日登記
<u>48個</u>	平成31年 4月30日変更	令和 1年 5月 7日登記
<u>43個</u>	令和 1年 5月31日変更	令和 1年 6月 7日登記
<u>41個</u>	令和 1年10月31日変更	令和 1年11月12日登記
<u>21個</u>	令和 2年11月30日変更	令和 2年12月 7日登記
<u>13個</u>	令和 3年 1月31日変更	令和 3年 2月12日登記

9個

令和 3年 2月 2日変更 令和 3年 2月19日登記

5個

令和 3年 2月 9日変更 令和 3年 2月19日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式213株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

普通株式212株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成23年 2月24日変更 平成23年 2月25日登記

普通株式4万2400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成23年 5月 1日変更 平成23年 5月 2日登記

普通株式4万1800株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成23年 8月31日変更 平成23年 9月 6日登記
普通株式4万1400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成24年 1月13日変更 平成24年 1月31日登記
普通株式4万400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成24年 1月19日変更 平成24年 1月31日登記
普通株式4万株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成24年 1月31日変更 平成24年 1月31日登記
普通株式3万9800株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成24年 6月30日変更 平成24年 7月 3日登記

普通株式3万9600株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成24年 8月30日変更 平成24年 9月10日登記

普通株式3万2200株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成24年10月31日変更 平成24年11月 9日登記

普通株式3万1800株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 1日登記

普通株式 3万1600株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成25年10月31日変更 平成25年11月12日登記

普通株式 3万1400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成25年10月31日変更 平成25年11月12日登記

普通株式 3万1200株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成25年11月30日変更 平成25年12月13日登記

普通株式 3万800株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成26年 3月31日変更 平成26年 4月 9日登記

普通株式 3万400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成26年 7月31日変更 平成26年 8月11日登記

普通株式 3万株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成26年 8月10日変更 平成26年 8月11日登記

普通株式 2万9800株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成26年 8月31日変更 平成26年 9月 5日登記

普通株式 2万7000株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成26年10月31日変更 平成26年11月13日登記

普通株式 2万4400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成27年 2月28日変更 平成27年 3月 9日登記

普通株式 2万3400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る

付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成27年 3月31日変更 平成27年 4月10日登記

普通株式 1万3400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成27年 4月30日変更 平成27年 5月13日登記

普通株式 1万5600株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成27年 4月30日変更 平成27年 5月13日登記

普通株式 4万6800株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成27年 5月 1日変更 平成27年 5月13日登記

普通株式 4万5600株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成27年 5月31日変更 平成27年 6月 8日登記

普通株式 4万3200株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成27年 6月30日変更 平成27年 7月 8日登記

普通株式 3万3600株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成28年 1月31日変更 平成28年 2月 8日登記

普通株式 3万2400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成28年 2月29日変更 平成28年 3月11日登記

普通株式 3万1200株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成28年 5月31日変更 平成28年 6月 9日登記

普通株式 3万株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成29年 9月30日変更 平成29年10月10日登記
普通株式 2万8800株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成31年 4月30日変更 令和 1年 5月 7日登記
普通株式 2万5800株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

令和 1年 5月31日変更 令和 1年 6月 7日登記
普通株式 2万4600株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

令和 1年10月31日変更 令和 1年11月12日登記
普通株式 1万2600株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

令和 2年11月30日変更 令和 2年12月 7日登記

普通株式 7800株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

令和 3年 1月31日変更 令和 3年 2月12日登記

普通株式 5400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

令和 3年 2月 2日変更 令和 3年 2月19日登記

普通株式 3000株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

令和 3年 2月 9日変更 令和 3年 2月19日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金49万円とし、これに当該新株予約権の目的である付与株式数を乗じた金額とする。

ただし、割当日後、当会社が当会社普通株式につき株式分割（株式無償割当

てを含む。)または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また割当日後、当会社が時価を下回る価額で当会社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当会社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times (\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株式の時価}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当会社の発行済普通株式総数から当会社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、割当日後、上記の場合のほか行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成25年2月11日から平成33年2月10日まで

（権利行使期間の開始日が当会社の休日に当たる場合は、その翌営業日から権利行使可能とし、権利行使期間の最終日が当会社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。）

新株予約権の行使の条件

（1）新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時において当会社または子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有している場合および重要な契約上の協力関係を維持している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

（2）新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

（3）新株予約権者は、当会社普通株式にかかる証券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 (1) 当会社は、以下の議案につき当会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。 ①当会社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ②当会社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案 ③当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案 (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できない場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。 (3) 当会社は、新株予約権者が新株予約権割当契約書の各項に違反した場合、取締役会が別途定める日に無償で新株予約権を取得することができる。		
	平成23年	2月11日発行
	平成23年	2月25日登記
令和3年2月11日行使期間満了 令和 3年 2月19日登記		
第6回新株予約権 新株予約権の数		
37個		
32個		
30個	平成23年 6月21日変更	平成23年 7月 4日登記
18個	平成24年10月30日変更	平成24年11月 9日登記
17個	平成24年10月31日変更	平成24年11月 9日登記
11個	平成25年 1月31日変更	平成25年 2月 6日登記
10個	平成27年12月31日変更	平成28年 1月12日登記
9個	平成28年 3月31日変更	平成28年 4月11日登記
8個	平成28年 9月30日変更	平成28年10月 7日登記
7個	平成29年 5月31日変更	平成29年 6月 7日登記
4個	平成29年 9月30日変更	平成29年10月10日登記
3個	令和 2年 2月29日変更	令和 2年 3月10日登記
	令和 3年 4月30日変更	令和 3年 5月14日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式7400株 なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という)は200株とする。 ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係		

る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

普通株式600株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成23年 6月21日変更 平成23年 7月 4日登記

普通株式6000株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成24年10月30日変更 平成24年11月 9日登記

普通株式3600株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成24年10月31日変更 平成24年11月 9日登記

普通株式3400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る

付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成25年 1月31日変更 平成25年 2月 6日登記

普通株式1万200株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成27年 5月 1日変更 平成27年 5月13日登記

普通株式6600株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成27年12月31日変更 平成28年 1月12日登記

普通株式6000株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成28年 3月31日変更 平成28年 4月11日登記

普通株式5400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成28年 9月30日変更 平成28年10月 7日登記

普通株式4800株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成29年 5月31日変更 平成29年 6月 7日登記

普通株式4200株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成29年 9月30日変更 平成29年10月10日登記

普通株式2400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

令和 2年 2月29日変更 令和 2年 3月10日登記

普通株式1800株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

令和 3年 4月30日変更 令和 3年 5月14日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金2450円とし、これに当該新株予約権の目的である付与株式数を乗じた金額とする。

ただし、割当日後、当会社が当会社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また割当日後、当会社が時価を下回る価額で当会社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当会社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当会社の発行済普通株式総数から当会社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を「自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、割当日後、上記の場合のほか行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成25年5月19日から平成33年5月18日まで

（権利行使期間の開始日が当会社の休日に当たる場合は、その翌営業日から権利行使可能とし、権利行使期間の最終日が当会社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。）

新株予約権の行使の条件

（1）新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時において当会社または子会社の取締役、監査役もしくは従業員（いずれかの地位を保有している場合および重要な契約上の協力関係を継続している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。）

（2）新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

（3）新株予約権者は、当会社普通株式にかかる株券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

	会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 (1) 当社は、以下の議案につき当会社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当会社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。 ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ② 当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案 ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案 (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できない場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。 (3) 当社は、新株予約権者が新株予約権割当契約書の条項に違反した場合、取締役会が別途定める日に無償で新株予約権を取得することができる。	
	平成23年 5月19日発行	
	平成23年 6月 1日登記	
	令和3年5月14日新株予約権全部行使 令和 3年 5月27日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成20年 1月31日設定 平成20年 2月14日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成23年 1月28日設定 平成23年 2月 3日登記
登記記録に関する事項	平成16年9月13日東京都港区南青山七丁目13番2号パークコート406号から本店移転 平成16年10月12日登記	



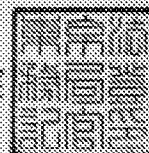
東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号
株式会社モルフォ

これは登録簿に登録されている開示されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 4年 5月11日

東京法務局
登記官

小山田実



整理番号 つ692922

* 下線のあるものは特許事項

PATENT

RECORDED: 09/09/2022

REEL: 061400 FRAME: 0030